



WJBL PRESS RELEASE

Wリーグ 2025-26 シーズン 外国籍選手登録規定 主な改定内容について

主な改定内容

【1】登録の条件

以下、登録規定の抜粋です。

第3条（登録の条件）

- （１）登録できる選手は、「日本人選手」と「外国籍選手」とする。
- （２）現に日本国籍を有する者（満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した者（以下、帰化選手という）を含む）及び公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、JBA という）基本規程第99条1項各号に該当し「日本人選手」と見做される者を総称して「日本人選手」という。なお、同条項の各号に該当し「日本人選手」と見做することができる選手が、満16歳となった後に帰化した場合、見做し日本人選手の効力は失わず帰化選手扱いとしないものとする。
- （３）「外国籍選手」とは、日本国籍を有しない者のうち、前項の見做し日本人選手を除いた者をいう。
- （４）「外国籍選手」にかかる登録等の手続は、本規程のほか別途定める規程による。

※帰化選手については、2025-26 シーズンから適用いたします。2024-25 シーズン以前に帰化した選手は帰化選手の対象外となり、日本人扱いとなります。

【2】外国籍選手の区分

Wリーグに登録する外国籍選手を次の2種類に区分し定義いたします。

- ・A登録外国籍選手（以下A外国籍）
外国籍選手のうち、B登録外国籍選手の条件に該当しない選手
- ・B登録外国籍選手（以下B外国籍/＝従来の外国籍選手）
外国籍選手のうち、日本において3年以上の就学実績を有し、かつ、卒業後直ちに選手登録を希望する選手

【3】外国籍選手に関するルールの変更点

	現行	改定後
登録人数	・外国籍選手 2 名まで（B 外国籍のみ）	・外国籍選手 2 名まで（A 外国籍および B 外国籍いずれも可能）
オンザコート人数	・外国籍選手オンザコート 1 名	・外国籍選手オンザコート 1 名 ・帰化選手 1 名、外国籍選手 1 名の同時出場は可能 ※JBA 規定に則る
登録期限 ※日本人選手も同様	・二次エントリー（毎年 8 月末日）まで	・前年度 JBA 登録（＝W リーグ登録）実績がある選手は、二次エントリー（毎年 8 月末日）まで ・前年度 JBA 登録（＝W リーグ登録）実績がない選手は、当該年度のレギュラーシーズン三分の二の日程が経過するまで
アーリーエントリー	・「通算 5 年以上日本国に在留」かつ「高等学校または大学の卒業見込みがある」選手が対象	・「通算 3 年以上日本国に在留」かつ「日本の高等学校または大学を卒業できる見込みがある」選手が対象